

平成26年度 第2回徳島県いじめ問題等対策審議会（報告）

日時	平成26年9月2日（火）午前10時から正午まで
場所	県庁10階 特別大会議室
会次第	1 開会 委員15名中11名出席（葛西，石井，佐藤，森委員欠席） (1)教育委員会あいさつ 佐野教育長 (2)会長あいさつ 阪根会長
	2 協議 ・ネットトラブルやネットいじめ対策
	3 閉会

○説明

- ・児童生徒のインターネット適切利用に関する調査及びネットトラブルの事例について

○協議より

- ・子どもたちは、被害があることを知っているが、自分のこととしての危機感が全くない。ネットトラブルの具体的事例集など、教員が指導に役立てることのできる資料を望む。
- ・携帯型ゲーム機ができることの多さにびっくりした。ゲーム機器に潜む危険性を保護者に文書配布した。ゲームより、運動等で人とつながることが大切であることを教えたい。
- ・子どもたち自身でネットトラブルの防止について考えることが大切。学級や学校で、子どもたち同士が話し合い、考える時間を設けて欲しい。
- ・携帯電話を買い与えた時に家庭内でのルールを設けておくこと。途中からでは難しい。
- ・スマホでゲームをしたいために、窃盗という犯罪行為に及んだ事例がある。
- ・携帯電話は買い与えるときに大事。保護者と子どものルールづくりのために、アメリカで話題になっている「スマホ18の約束」のようなものを広める。
- ・初めて携帯電話を持たせる保護者向けの効果的な資料があればいい。販売店等で配付できたり、保護者が家庭でのルール作りで活用できる資料や取扱い説明書など。
- ・県警では学校と連携し、入学説明会時等の購入の節目時期に保護者啓発を行っている。
- ・高校では、小・中学校で行った指導のおかげで、問題はより少ないと感じる。
- ・携帯電話を所持する子どもの低年齢化に伴い、具体的な事例等を発信し、伝えて欲しい。
- ・ネットトラブルやネットいじめの相談などは、当事者より保護者が多い。
- ・ネットトラブルの特徴は、無差別・短時間で拡散する。画像や情報を一度でも発信すると削除が困難だということを、子どもたちはわかっていない。
- ・刈谷市では、21時以降の携帯電話やスマホ使用を禁止した。これに喜んでいる生徒も少なくない。また、先生が、既読スルーを擁護する発言をするだけでも、子どもたちのストレス軽減になる。
- ・携帯電話やスマホ使用を、昼休みと放課後だけに限定したことに安心する高校生も多い。
- ・年齢の近い大学生から、携帯電話やスマホ利用の失敗談などを学ぶことができないか。
- ・総務省ホームページにトラブル事例集があるので、それを活用する方法もある。
- ・ネット利用やトラブル防止のためのチェックリストが欲しい。
- ・文部科学省が平成20年に「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」を出しているが、新しいマニュアルがあれば学校も助かる。

児童生徒の携帯電話・インターネット利用に関する調査資料

■徳島県教育委員会による抽出調査（児童生徒約2,000名調査）

（県内小中高校各6校の抽出調査（小6年，中2年，高2年））

○携帯電話所持率（スマートフォンを含む）

H22	小	23.2%	中	41.1%	高	96.9%
H23	小	23.1%	中	45.1%	高	96.8%
H24	小	23.4%	中	46.2%	高	96.8%
H25	小	37.2%	中	52.9%	高	97.5%
H26		44.2		58.9		97.0

○フィルタリング利用

H22	小	55.6%	中	89.8%	高	34.1%
H23	小	70.8%	中	81.5%	高	44.2%
H24	小	71.4%	中	81.9%	高	47.2%

※H25は未実施

■平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査結果（速報）

（平成26年2月内閣府発表：10歳～17歳までの約1,800名回答）

○携帯電話所有率（スマートフォンを含む）

H23	小学校	20.3%	中学校	47.8%	高校	95.6%
H24	小学校	27.5%	中学校	51.6%	高校	98.1%
H25	小学校	36.6%	中学校	51.9%	高校	97.2%

○フィルタリング利用

H23	小学校	76.5%	中学校	69.6%	高校	49.7%
H24	小学校	76.5%	中学校	68.9%	高校	54.4%
H25	小学校	62.2%	中学校	61.1%	高校	49.3%

■徳島県内公立学校のいじめ認知件数に占める「携帯電話やインターネットの書き込み等によるネットいじめの割合」について（%は全認知件数に対する割合，文部科学省調査）

H21	14件/448	3.1%
H22	19件/408	4.7%
H23	15件/344	4.4%
H24	40件/732	5.5%

■徳島県内の小6及び中3年生のゲームやインターネット等の利用状況について

（平成25年4月実施の全国学力学習状況調査 児童生徒の質問紙の回答より：悉皆）

(1) 平日、1日あたりどれぐらいの時間TVゲームや携帯ゲームをしますか。

公立校	4時間以上	4時間未満～3時間以上	3時間未満～2時間以上	2時間未満～1時間以上	1時間未満	しない
徳島小6	7.7	7.6	13.5	25.3	33.1	12.8
全国小6	7.5	7.4	13.3	24.8	31.5	15.4
徳島中3	6.8	6.7	13.2	19.7	31.0	22.6
全国中3	7.3	7.0	13.2	20.5	28.8	23.1

単位は%

(2) 平日、1日あたりどれぐらいの時間インターネット（携帯・スマホ含む）をしますか。

公立校	4時間以上	4時間未満～3時間以上	3時間未満～2時間以上	2時間未満～1時間以上	1時間未満	しない
徳島小6	2.9	2.5	5.2	13.4	39.7	36.3
全国小6	3.0	2.8	5.5	12.7	37.2	38.7
徳島中3	6.5	5.9	11.0	18.6	37.6	20.2
全国中3	9.5	7.8	13.0	19.5	31.5	18.6

単位は%

(3) 携帯電話やスマートフォンで通話やメールをしていますか。

公立校	ほぼ毎日する	時々する	全く・ほとんどしない	持っていない
徳島小6	10.8	19.5	10.8	47.0 58.3
全国小6	13.1	19.7	10.6	46.3 55.9
徳島中3	33.7	27.2	7.1	25.1 32.0
全国中3	37.9	23.6	7.0	23.5 31.5

平成26年調査↑ 単位は%

平成26年度

第2回徳島県いじめ問題等対策審議会

人権教育課

平成26年度 第2回いじめ問題等対策審議会

日 時 平成26年9月2日（火）午前10時から正午まで

場 所 県庁 10階 大会議室

会 次 第

1 開 会

(1) 教育委員会あいさつ

(2) 会長あいさつ

2 協 議

(1) ネットトラブルやネットいじめ対策

(2) いじめ問題における課題

3 閉 会

平成26・27年度 徳島県いじめ問題等対策審議会委員名簿

平成26年4月15日

	区 分	性	役 職 等	委 員
1	中学校関係者	男	徳島市立上八万中学校 校長	あきやま こういち 秋山 浩一
2	市町村教育委員会関係	男	徳島市教育委員会 教育長	いしい ひろし 石井 博
3	小学校関係者	女	阿波市立柿原小学校 校長	いのうえ あけみ 井上 明美
4	福祉の専門家	女	社会福祉士	おおみぞ くにか 大溝 邦子
5	学識経験者	女	鳴門教育大学大学院 教授	かさい まきこ 葛西 真記子
6	地域活動団体関係者	男	徳島県自殺予防協会 理事	こんどう じろう 近藤 治郎
7	学識経験者	男	鳴門教育大学大学院 教授	さかね けんじ 阪根 健二
8	学識経験者	男	元徳島県教育委員会 教育長 徳島県文化振興財団 理事長	さとう つとむ 佐藤 勉
9	一般公募	女	勝浦町学力向上・自立支援員	しらくさ ちづる 白草 千鶴
10	児童相談関係者	男	徳島県中央こども女性相談センター 児童相談担当課 課長	ふなしろ ひろゆき 船城 宏之
11	PTA関係者(高校・特支)	女	城南高等学校PTA役員	まつしま まゆみ 松島 真由美
12	心理の専門家	女	臨床心理士	みはら ゆきこ 三原 由紀子
13	高等学校関係者	女	徳島県立脇町高等学校 副校長	むらおか なおみ 村岡 直美
14	PTA関係者(小・中)	女	立江小学校PTA役員	もり しのぶ 森 しのぶ
15	少年犯罪の専門家	男	徳島県警察本部生活安全部少年課 課長	やまだ としたか 山田 利宣

(50音順)

いじめ問題調査部会委員

	区 分	性別	所 属	氏 名	備考
1	学識経験者				委員
2	心理の専門家				委員
3	福祉の専門家				委員
4	弁護士				臨時委員
5	精神科医				臨時委員

※ 徳島県立学校におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議をする。

いじめ問題等対策検討部会委員

(平成26年度第1回いじめ問題等対策審議会で会長より指名)

	区 分	性別	所 属	氏 名	備考
1	学識経験者	男	元徳島県教育委員会 教育長 徳島県文化振興財団 理事長	佐藤 勉	委員
2	児童相談関係者	男	徳島県中央こども女性相談センター 児童相談担当課 課長	船城 宏之	委員
3	一般公募者	女	勝浦町学力向上・自立支援員	白草 千鶴	委員
4	教育相談関係者	女	徳島県総合教育センター 教育相談担当 班長	森本真由美	臨時委員
5	県教育委員会	男	徳島県教育委員会 人権教育課 いじめ問題等対策室 室長	小林 良章	臨時委員

※ 徳島県におけるいじめの防止等及び、児童生徒のいじめをはじめとする生徒指導上における課題について具体的な対策等、調査審議する。

いじめ問題等対策審議会等年間予定（案）

平成26年 5月22日（木）	第1回徳島県いじめ問題等対策審議会
平成26年 5月30日（金）	第1回徳島県いじめ問題等対策連絡協議会
平成26年 9月 2日（火）	第2回徳島県いじめ問題等対策審議会
平成26年 9月24日（水）	第2回徳島県いじめ問題等対策連絡協議会
	※ いじめ問題等対策検討部会
平成27年 1月上旬	第3回徳島県いじめ問題等対策審議会
平成27年 1月中旬	第3回徳島県いじめ問題等対策連絡協議会
	※ いじめ問題等対策検討部会

※ いじめ問題等対策検討部会は検討部会長が適宜招集する

いじめ防止対策推進法施行条例（抜粋）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第三章 徳島県いじめ問題等対策審議会

（設置）

第七条 法第十四条第三項の規定に基づく徳島県教育委員会の附属機関として、徳島県いじめ問題等対策審議会（以下「対策審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第八条 対策審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- 一 法第十二条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策
- 二 徳島県立学校における法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係
- 三 児童及び生徒のいじめをはじめとする生徒指導上における課題

(組織)

第九条 対策審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 対策審議会に、調査審議のため特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第十条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

一 学識経験のある者

二 児童及び生徒の保護者

三 関係行政機関の職員

四 公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考した者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第十一条 対策審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十二条 対策審議会の会議は、会長が招集する。

2 対策審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 対策審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第十三条 対策審議会は、徳島県教育委員会規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員又は臨時委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 対策審議会は、徳島県教育委員会規則で定めるところにより、部会の決議をもって対策審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第十四条 この章に定めるもののほか、対策審議会の運営に関し必要な事項は、会長が対策審議会に諮って定める。